

## 公 告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の2第1項第3号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第108条の2第1項の規定により公表する。

令和7年3月11日

和歌山県知事 岸 本 周 平

### 1. 業務年度及び業務の名称

令和7年度日高総合庁舎清掃業務委託

### 2. 業務の内容

仕様書のとおり

### 3. 契約の相手方の決定方法

「和歌山県障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針」に基づき、障害者優先調達推進法に規程する施設及び事業所で、日高振興局管内に住所があり当該清掃業務の受託を希望する者から見積書を提出させ最低価格であった者を相手方とする。

### 4. 仕様書の配布場所及び配布日時

#### (1) 場所

御坊市湯川町財部651番地

和歌山県日高振興局地域づくり部総務県民課

#### (2) 期間

令和7年3月11日（火）から令和7年3月18日（火）までの和歌山県の休日定める条例（平成元年和歌山県条例第39条）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで（最終日にあつては、午後5時00分までとする。）

### 5. 説明会の開催日時及び場所

日時：令和6年3月13日（木）午前11時00分から

場所：日高総合庁舎 別館1階 入札室

### 6. 契約の相手方の決定日時

令和7年3月19日（水）午前10時

### 7. 契約の相手方の選定基準

上記3に規定する者で県税、消費税及び地方消費税を滞納している者でない者

### 8. 見積書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

令和7年3月18日(火)午後5時

(2) 提出場所

和歌山県御坊市湯川町財部651番地

日高振興局地域づくり部総務県民課

電話 0738-24-2904

## 9. その他

(1) 発注(契約の締結)と関係予算の成立

この役務調達による発注(契約の締結)は、当該発注(契約)に係る令和7年度和歌山県一般会計当初予算の成立後に行うものとする。必要な予算が成立しない場合には、当該役務調達は無効とする。

また、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該役務調達を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

### 見積書提出における説明事項

#### 1 見積方法

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額(月額)とする。  
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 落札決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算して得た金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名(法人の場合その名称又は商号)、業務年度及び業務の名称を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (7) 以下の納税証明書の提出
  1. 和歌山県が発行した、県税(延滞金等を含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書
  2. 税務署長が発行した、消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書

#### 2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書

- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

### **3 落札者の決定の方法等**

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ、選定基準を満たす者を原則として落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。  
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該調達事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

# 日高総合庁舎清掃業務委託仕様書

この仕様書は、日高総合庁舎清掃業務委託を受託者が履行するために必要な事項を定めるものとする。

- 1 事業年度 令和7年度
- 2 業務名 日高総合庁舎清掃業務委託
- 3 業務履行の場所 和歌山県御坊市湯川町財部651番地 日高総合庁舎
- 4 業務内容
  - (1) 日高総合庁舎本館の廊下（エレベーターホール含む）、階段、玄関（南北）まわり及び別館の廊下、階段の除塵及び部分水拭きを毎日1回行うこと。（掃除機・モップによる除塵及び汚れの目立つ部分はモップによる水拭きを行うこと。  
なお、本館廊下については、ポリッシャーがけを毎日1回行い、2ヶ月に1回程度ワックスがけを行うこと。）
  - (2) 日高総合庁舎本館、分館、別館の便所及び洗面所の清掃を毎日1回行うこと。
    - ・床：全面水拭き（床全面をモップで水拭きを行うこと。）
    - ・扉、壁、へだて：部分拭き（汚れた部分は水拭き又は適正な洗剤を用いて拭くこと。）
    - ・洗面台、水栓、鏡：拭き（適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げること。）
    - ・衛生陶器：洗浄（適正洗剤を用いて洗浄し、拭くこと。）
    - ・衛生消耗品：補充（トイレットペーパー、水石鹼等を補充すること。）
    - ・汚物容器：汚物収集（内容物を収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをすること。）
  - (3) 本館廊下並びに屋上喫煙所のゴミ箱等の清掃を毎日1回行うこと。
  - (4) 日高総合庁舎本館及び別館の大会議室、小会議室、検査員室及び入札室の除塵及び部分水拭きを1月ごと2回行うこと。（掃除機による除塵及び汚れの目立つ部分はモップによる水拭きを行うこと。）
  - (5) 建物外（駐車場、駐輪場）の拾い掃きを1週ごとに2回行うこと。（年末年始及び休日等が続く場合は委託者と実施方法を協議すること。）
  - (6) シャワー室の清掃を、1月に1回行うこと。

- (7) 敷地内の花壇の草引きを、夏場を中心に1年に3回行うこと。
- (8) 適宜、庭、エレベーターホールの植木等の水やり業務
- (9) 上記業務を遂行する上で必要となる機材等（衛生消耗品を除く）は品質良好のもので有害であってはならない、また、それらの機材等は受託者において負担すること。
- (10) 上記業務は9時から17時45分までの間に遂行すること。
- (11) 和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日、8月15日は、上記業務を実施しないものとする。

5 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 報告等 業務実績報告は、1ヶ月分をまとめて翌月提出するものとする。  
但し、3月分については3月31日に提出するものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、総務県民課職員と十分連絡を取って業務を遂行すること。
- (2) 勤務状況不良、その他の理由により、従事者について総務県民課が不相当と認める場合は、従事者等の変更について協議できるものとする。
- (3) 本業務の遂行において、業務上当然実施すべき事項については、職員の指示に従うこと。
- (4) 本業務の遂行において、受託者の責めに帰する理由により、施設又は職員もしくは第三者に損害を与えた場合には、受託者においてその損害を賠償するものとする。

# 見 積 書

見積金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

(但し 消費税及び地方消費税を含まない)

ただし、令和7年度日高総合庁舎清掃業務委託に係る見積金として上記のとおり見積りします。

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

和歌山県知事 様

- 注) 1. 記載する金額の数字はアラビア数字で表示すること。  
2. 金額を訂正したものは無効とする。  
3. 金額以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。